

厚生保険特別会計の改革の進捗状況

【1 概要】

- 本特別会計は、厚生年金保険事業、政府管掌健康保険事業及び児童手当に関する政府の経理を明確にするため設置
- 厚生年金保険事業は、事業所等にて使用される被保険者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行う事業
- 政府管掌健康保険は、医療保険制度の中で主として小企業に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付等の保険給付を行い、併せてその被扶養者の疾病等について保険給付を行う事業
- 制度の公平・的確な運営を図るため国が管掌することが必要であり、保険事業として収支の均衡を図りつつ事業の安定的・適正な運営を行うため他の経理との区分が必要

【2 改革の方針】

- 社会保険庁改革の状況を踏まえつつ、事務の効率化及び資金の流れの簡素化を図る観点から、国民年金特別会計と統合。
- 年金事務費の財源については、受益と負担の関係の明確化等の観点から、恒久措置を講ずる。

【3 改革の進捗状況】

- 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の統合については、特別会計見直しの方針を示すなど改革の方針を明記した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立。
- 「特別会計に関する法律」により、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し年金特別会計を設置。特別会計の統合に伴い両特別会計に設置していた業務勘定を一つに統合。
- 年金事務費の財源については、受益と負担の関係の明確化等を図る観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずることとし、所要の改正規定を盛り込んだ社会保険庁関連法案を第166回通常国会に提出。

国民年金特別会計の改革の進捗状況

【1 概要】

- 本特別会計は、国民年金事業等に関する政府の経理を明確にするため設置
- 国民年金事業は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について年金給付を行う事業
- 制度の公平・的確な運営を図るため国が管掌することが必要であり、保険事業として収支の均衡を図りつつ事業の安定的・適正な運営を行うため他の経理との区分が必要

【3 改革の進捗状況】

- 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の統合については、特別会計見直しの方針を示すなど改革の方針を明記した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立。
- 「特別会計に関する法律」により、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し年金特別会計を設置。特別会計の統合に伴い両特別会計に設置していた業務勘定を一つに統合。
- 年金事務費の財源については、受益と負担の関係の明確化等を図る観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずることとし、所要の改正規定を盛り込んだ社会保険庁関連法案を第166回通常国会に提出。

【2 改革の方針】

- 社会保険庁改革の状況を踏まえつつ、事務の効率化及び資金の流れの簡素化を図る観点から、厚生保険特別会計と統合。
- 年金事務費の財源については、受益と負担の関係の明確化等の観点から、恒久措置を講ずる。

「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」の成立に伴う
国民年金勘定と福祉年金勘定の統合(平成26年度予算から適用)

